

一般社団法人宮崎県古民家再生協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県古民家再生協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市清水1丁目10番39号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

例文： 当法人は、長期にわたって循環利用ができる200年住宅の普及・拡大を目指して、古材・古民家等の再生リサイクルに関する事業を行い、伝統的木造建築の民家・町並みの保存並びに産業廃棄物の削減等による循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 古民家等の修復再生・維持管理等に係る事業
- 2 継承できる民家と町並みの保存・修景に係る事業
- 3 既存の優良な古材・古瓦等の活用事業
- 4 産業廃棄物の削減・CO2排出の削減に係る事業
- 5 エコ推進とその広報活動事業
- 6 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人及び団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は社員である団体が消滅したとき。
- (3) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(任意退社)

第9条 社員は、理事長が別に定める退社届を理事長に提出して、任意に退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会計書類等の承認
- (5) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第35条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度1回開催する。

1 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、前条第1項第2号の場合を除き、理事長が招集する。

- 1 理事長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 社員総会における議決事項は、第16条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 1 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議決権等)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 1 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の規定により表決した社員は、第18条、前条第1項、2項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 3 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する社員はその議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 1 議事録には、議長及び出席した理事が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第5章 役員

(種別及び定数)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事1人以上5人以内
- 1 理事のうち、1人を理事長とする。
- 2 理事長を当法人の代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事は、社員総会において選任する。

- 1 理事長は、理事の互選によって理事の中から選任する。

(職務)

第24条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 1 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(任期等)

第25条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第26条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第27条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第28条 役員は、報酬を受けることができる。

- 1 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 2 前1項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 第7条の経費の負担金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第31条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成する。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

- 1 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総数の議決によって変更するときができる。

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 1 前第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事長がこれを定める。

附 則

1 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、以下のとおりとする。

	氏名	住所
設立時理事	重面 精一	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 774 番地 11
設立時理事	嶋岡 佐一郎	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1708 番地 10
設立時代表理事	重面 精一	

2 この法人の設立時社員は、以下のとおりとする。

	氏名	住所
社員	重面 精一	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 774 番地 11
社員	嶋岡 佐一郎	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田 1708 番地 10

以上、一般社団法人**宮崎県古民家再生協会**の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 22年 3月 23日

設立時社員 重面 精一

設立時社員 嶋岡 佐一郎